

西条市農業委員会 令和3年度 第12回総会 議事録

1. 日 時 令和4年3月8日(火) 午後1時55分から午後2時28分

2. 場 所 西条市中央公民館 多目的ホール

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 20名 欠席者 4名 出席率 83.3%
推進委員 出席者 27名 欠席者 3名 出席率 90.0%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂					
委 員	2番	明比 典正					
	3番	徳増 靖記	13番	川上 義則	21番	越智 信仁	
	4番	一色 達夫	14番	山田 好一	22番	戸田 博明	
	5番	高橋 豊重	15番	村上 繁敏	23番	真鍋 美鈴	
	7番	高木キクミ	16番	武田 喜義	24番	高橋 忠親	
	9番	井上 雅貴	18番	青野 武			
	10番	長谷川孝師	19番	曾我 照一			
	11番	栗田 房信	20番	越智 栄二			

○欠席者氏名

1番 越智 一志 6番 西原 昇 12番 渡邊 敏昭 17番 伊藤 健一

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	12番	森田 忠茂	24番	大西 宗次郎	
	2番	一色 信之	13番	一色 和成	25番	佐々木 則幸	
	3番	石川 孝幸	14番	武方 謙一	26番	越智 勝邦	
	4番	加藤 武司	16番	鈴木 伸二	27番	玉井 隆志	
	5番	伊藤 正夫	17番	垂水 久明	28番	桑原 俊樹	
	6番	伊藤 龍二	18番	山内 強	29番	曾我 敏数	
	7番	日野 哲也	19番	黒川 俊彰	30番	今井 文雄	
	9番	岡本 省三	20番	高橋 正			
	10番	安藤 英利	21番	高橋 寿夫			
	11番	篠森 均	23番	山内 信政			

○欠席者氏名

8番 宮武 恭宏 15番 武田 義臣 22番 永井 和俊

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 青野栄一 東予分室長 渡邊賢一郎

事務局次長 田口剛洋

事務局主査 渡邊龍也 事務局主任 宇佐美紀興

7. 議事内容

事務局 ただ今から、令和3年度 第12回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

本日、職務代理は議会对応のため欠席しております。

開会に当たり加藤会長がご挨拶を申し上げます。

【会長挨拶】

それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしくお願いいたします。

【会長、議長席に着く】

会長 それでは、ただ今から、令和3年度 第12回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

はじめに、議事録署名人の指名をいたします。

真鍋美鈴委員、高橋忠親委員の両委員にお願いいたします。

なお、欠席届出が農業委員の1番 越智一志委員、6番 西原昇委員、12番 渡邊敏昭職務代理、17番 伊藤健一委員、推進委委員

の8番 宮武恭宏委員、15番 武田義臣委員、22番 永井和俊委員から出ておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席農業委員数は、20名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法第3条 関係

議 長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法 第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 176号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

177号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

178号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇外3名から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

179号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

180号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

181号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

182号は、〇〇の〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

183号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

184号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

185号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

186号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

187号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

188号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

189号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

190号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

191号は、〇〇の〇〇氏が、周布の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

192号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

193号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

194号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

195号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

196号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、不在者〇〇氏の不在者財産管理人である、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

197号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

198号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

199号及び200号は一括議題といたします。

199号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

200号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、賃借権の設定を受けようとする申請であります。

以上、25件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

182号は新規就農者であり、面接を行いましたので、地区委員から報告をお願いします。

真鍋美鈴委員

今回の新規就農希望者につきまして、1月13日に小松総合支所において面接を行いました。面接を行ったのは、戸田博明委員、桑原俊樹委員、玉井隆志委員及び私、真鍋です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、45才であります。〇〇氏は〇〇で父親所有の農地、6,988㎡のみかん及び季節野菜を栽培しております。なお〇〇市での耕作証明書

の提出を受けております。

今回、〇〇で自己住宅を建築予定で、その隣接する農地、711 m²を買い受けするものです。栽培する作物は、季節野菜です。

その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。就農については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。以上で報告を終わります。

議 長 以上、25件であります。176号から順次ご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

地区委員 176号 問題ありません。
177号 問題ありません。
178号 問題ありません。
179号、180号 問題ありません。
181号 問題ありません。
182号、183号 問題ありません。
184号 問題ありません。
185号、186号、187号 問題ありません。
188号 問題ありません。
189号、190号 問題ありません。
191号、192号、193号 問題ありません。
194号 問題ありません。
195号、196号、197号、198号 問題ありません。
199号 問題ありません。
200号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということですので、以上25件を原案どおり許可することといたします。

農地法第5条関係

議 長 次に、9ページ、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

10ページをお願いします。

125号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、貸露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

126号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、賃貸共同住宅用地に転用しようとする申請でございます。

127号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

128号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏 外1名から所有権移転を受け、農作物保管施設の駐車場に転用しようとする申請でございます。

129号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

130号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、進入路に転用しようとする申請でございます。

131号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

132号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

133号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

134号は、〇〇の〇〇氏 外1名が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

133号及び134号の進入路の転用部分は、〇〇氏 外2名が持分共有し、133号は所有権移転、134号は使用貸借権設定を受け、転用しようとする申請でございます。

135号は、133号及び134号と同様に、〇〇氏 外2名が、小松町新屋敷の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、宅地への進入路として転用しようとする申請でございます。

136号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

137号は、〇〇の〇〇氏が、周布の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

138号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、貸露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

139号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

140号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、

自己住宅を建設しようとする申請でございます。

141号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

142号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

以上18件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 以上、18件であります。125号から順次ご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

地区委員 125号、126号 問題ありません。
127号 問題ありません。
128号 問題ありません。
129号、130号、131号 問題ありません。
132号 問題ありません。
133号、134号、135号、136号 問題ありません。
137号 問題ありません。
138号 問題ありません。
139号 問題ありません。
140号、141号 問題ありません。
142号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 「異議なし」ということでありますので、18件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条転用事業計画変更関係

議 長 次に、13ページ、議案第3号、農地法第5条の規定にかかる転用事業計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。
議案内容を事務局から説明いたします。

14ページをお願いします。

事務局 12号は、〇〇の〇〇が、令和2年8月総会にてご審議いただき、進達・許可された案件であります。当該転用事業完了前に隣接地を

購入し、一体的に露天貸資材置場及び露天貸駐車場に転用を行うため、変更承認を受けようとするものでございます。

13号は、〇〇の〇〇が、令和2年11月総会にてご審議いただき、進達・許可された案件ではありますが、新型コロナウイルスの影響により工事に遅れが出ていることから、工事期間を延長するとともに、新たに休憩所が必要となったことから増設し、変更承認を受けようとするものでございます。

以上2件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 以上、2件であります。地区委員さんにご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

地区委員 12号 問題ありません。
13号 問題ありません。

議 長 他にご意見ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 「異議なし」ということでありますので、以上2件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議 長 次に、17ページ、議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 19ページをお願いいたします。
件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。
詳細につきましては、議案書20ページから61ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、236件、面積は、67万9,558.45㎡となっております。そのうち、所有権移転は、7件、面積は、1万6,133㎡となっております。

本日、皆様のお手元に、議案内容のさしかえ資料を配布しておりますので、補足説明をさせていただきます。

本件は、〇〇の県営ほ場整備区域内の農地の利用権設定でありまして、農林土木課西部分室より、土地所有者の死亡が確認されたことに伴い、39ページ及び40ページに記載されているNO. 2265の申請を取り下げ、新たに利用権を設定する者（貸し手）を変更し、NO. 2271として申請を行うので、本日審議を賜りたい旨の申し出があったものであります。

以上で、補足説明を終わります。

議 長 20ページの申請番号3619号は新規就農者であり、面接を行いましたので、地区委員から報告をお願いします。

武田喜義委員 今回の新規就農希望者につきまして、2月21日に東予総合支所において面接を行いました。面接を行ったのは、渡邊職務代理、山内強委員及び私、武田です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏であります。当法人は、障害福祉サービスの一つである就労継続支援B型事業を行っています。「農福連携」に取り組んでおり、今回、〇〇の農地、2,452㎡を利用権設定で借り受けて、就農しようとするものです。予定している作物は、水稻と里芋です。職員が農協の研修にも参加しており、農協から指導を仰ぐそうです。

その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。就農については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。以上で報告を終わります。

議 長 以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

報告承認案件

議 長 次に、62ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 令和4年1月15日から、令和4年2月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を104件、農地法施行規則第29条第1号届出1件、農地バンク農地登録3件、農地バンク農地登録1件 受理いたしました。

ご了承をお願いします。

議長 何かご意見等、ございませんでしょうか。
無いようですので、以上で報告承認案件を終了いたします。
以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。この際に、他に何かございませんか。

無いようですので、以上で総会を閉じます。

慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和4年3月8日 午後2時28分